

所得税の歴史

日本の税の歴史をさかのぼると、701年（飛鳥時代）の大宝律令で、租・庸・調という税や労務をかける税のしくみができました。

【租・庸・調とは】

租は男女の農民に課税され、税率は収穫の約3%でした。庸は都での労働（年間10日間）又は布を納める税、調は布や絹などの諸国の特産品を納める税だったようです。ちなみに、庸と調は男子のみに課税され、農民の手で都に運ばれたそうです。

所得税は1887年（明治20年）に導入されました。導入当初は、所得金額300円以上の高額所得者のみを納税義務者としていたことから、名誉税とも呼ばれていました。税率は1%～3%であり、税収に占める割合は僅かなものでした。

1920年（大正9年）の全部改正により、増税されたことで基幹税としての姿を整えました。

1940年（昭和15年）の全部改正で、所得税から法人への課税が分離し法人税法が制定されました。そして、総合所得税と分離所得税を採り入れ、所得税を分類し基礎控除を引き下げ、さらに源泉徴収も拡充し現代の所得税の仕組みが整いました。

1946年（昭和21年）に日本国憲法が公布され、教育、勤労にならぶ三大義務のひとつとして「納税の義務」が定められました。翌年には、納税者が自主的に自分の所得や税額を計算して申告・納税する申告納税制度が導入され、1950年（昭和25年）にシャウプ勧告に基づき税制改革が行われました。この勧告の考え方は、今日においても税制度の基盤であるといわれています。

【シャウプ勧告とは】

戦後混乱した日本の経済事情の下で、どのような税制をたてるべきか、アメリカのコロンビア大学教授のシャウプ博士の使節団が調査を行い提出した勧告で、直接税中心の税制、総合累進所得税や各種控除、青色申告制度などが提唱されました。

○所得税の税率

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円～1,949,000円	5%	-
1,950,000円～3,299,000円	10%	97,500円
3,300,000円～6,949,000円	20%	427,500円
6,950,000円～8,999,000円	23%	636,000円
9,000,000円～17,999,000円	33%	1,536,000円
18,000,000円～39,999,000円	40%	2,796,000円
40,000,000円以上	45%	4,796,000円